一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱一四号から標柱二四号までを順次結んだ線及び標柱一四号と標柱二四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
香川県高松市西植田町字上ノ宮七八六一の一、七八六二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百三十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年六月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
412782	高須賀俊行
412784	中島　康介
412786	吉村　沙織
412788	黒澤　尚生
412790	伊吹　諭
412792	菱村　寛
412794	加藤　剛史
412796	西澤　康平
412798	伊東　健
412800	福沢　大輔
412802	中川　靖司
412804	松苗　毅
412806	佐々木宏尚
412808	飯塚　洋一
412810	久保　道晴
412783	牧　哲史
412785	米澤　真丘
412787	井戸　一博
412789	灰田　俊也
412791	下藤　和弘
412793	石川有一朗
412795	濱嶋　聖明
412797	松岡　広介
412799	伊藤　智史
412801	坂本　真一
412803	渡部　誠
412805	宮岸　孝介
412807	池田　晃一
412809	木場　一緒

○経済産業省告示第百三十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十六年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年六月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更前）	（変更後）
412273	金　隆行	赤木　隆行

○経済産業省告示第百三十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年六月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
102550	安部　義則
104073	鳥谷　雅
106464	椎野　由裕
206250	坂野　勇夫
208478	小池　良
211114	伊藤　正裕
212517	大城　盛直
214080	片岡裕一郎
300808	柘植　秀樹
402151	島田　辰弘
103950	植草　進
105911	桑原　将実
107566	安達　勝教
207975	吉橋　英晴
209162	橋本　幸雄
211336	大野　健司
212693	福岡　敏行
214319	田中　晋次
300875	直林　眞施

○経済産業省告示第百三十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年六月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
203524	西川　正彦

○経済産業省告示第百四十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年六月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。
平成二十六年六月二十四日
経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
402268	北下　浩市
406887	藤井　吉隆

○国土交通省告示第六百九十五号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十六年八月二日及び同月三日の午前六時から午後七時までの間に限る。）。
平成二十六年六月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏
福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第六百九十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（第一号の水域については平成二十六年八月五日から同月十四日までの毎日午前六時から午後七時五分までの間に限り、第二号の水域については平成二十六年八月十五日の午前六時から午後七時五分までの間に限る。）。
平成二十六年六月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　佐賀県唐津市二タ子三丁目地先に所在する船着場北端から西ノ浜北防波堤北西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤南東端から唐津港内の観測塔まで引いた線、同地点から真方位三十七度千六百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位百八十度二千百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百二十五度千二百五十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十度二千百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百五十五度千四十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
二　佐賀県唐津市二タ子三丁目地先に所在する船着場北端から真方位二十五度二百四十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位六十三度八百十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位百三十七度九百六十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百度八百二十メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百七十三度七百メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位二百九十三度八百五十メートルの地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○関東地方整備局告示第二百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十六年六月二十四日
関東地方整備局長　深澤　淳志
一　登録番号
関東地方整備局長　30
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建物評価機構株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	齊藤　隆久、大冨　球一
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十六年六月二十日